

東京都子どもの医療費の助成に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都及び東京都の区域内に存する市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 子ども 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、扶養している者をいう。

（東京都の措置）

第三条 第一条の目的を達成するため、東京都は、市町村が条例を制定して行う子どもに係る医療費を助成する事業に要する経費を負担する。

（負担額）

第四条 前条の規定により東京都が負担する経費の額は、市町村が次条から第十二条までに定める要件に従って助成した場合における当該医療費助成額の総額の三分の二に相当する額とする。

（対象者）

第五条 第三条の規定により市町村が条例を制定して行う医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者で、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

一 子どもが、東京都の区域内に住所を有すること。

二 子どもが、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による被保険者又は東京都規則（以

下「規則」という。)で定める社会保険に関する法令(以下「社会保険各法」という。)の規定による被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者は、対象者としてしない。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けているとき。

二 規則で定める施設に入所しているとき。

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四各号に規定する里親に委託されているとき。

(医療証の交付)

第六条 医療費の助成を受けようとする対象者は、市町村の長(以下「市町村長」という。)に申請し、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第七条 市町村は、第三条に規定する事業を行うに当たっては、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によつて子どもに係る国民健康保険法の規定による世帯主、社会保険各法の規定による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食療養」という。))を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食療養費に係る食療養標準負担額(以下「食療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。

2 前項の助成は、同項に規定する法令以外の法令の規定によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(助成の方法)

第八条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所、薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に対して、医療証を提示して前条第一項に規定する医療に関する給付を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長が特別に必要があると認めた場合は、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(食事療養標準負担額の支払方法)

第九条 前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第十条 対象者は、第六条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに当該市町村長にその旨を届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第十一条 第三条の規定により市町村が条例を制定して行う医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第十二条 市町村長は、偽りその他不正の行為によつて、第三条の規定により市町村が条例を制定して行う医療

費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
(経費交付の条件)

第十三条 知事は、第三条及び第四条の規定に基づき経費を交付する際に、子どもの医療費の助成について必要な範囲内において条件を付けることができる。

(報告及び調査)

第十四条 知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対して子どもの医療費の助成に関して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(提案理由)

現行の乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業を条例で規定するとともに、子どもに係る医療費の負担の軽減を図る必要がある。